

福島県地産地消シンボルマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県地産地消推進会議が定めた地産地消推進のためのシンボルマークの適正な使用を図ることを目的とする。

(デザイン等)

第2条 シンボルマークのデザイン、縦・横比率、色等は、「『いいもの発見うつくしま』シンボルマーク使用ガイド」に基づくものとする。

(使用対象)

第3条 シンボルマークの使用対象は、地産地消の推進を目的とした取組みで、その内容が次の各号に掲げる事項に該当しない場合に使用できるものとする。

- 一 地産地消の推進又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- 二 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- 三 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- 四 その他使用することを県が不相当と認めた場合。

(使用できる者の範囲)

第4条 シンボルマークを使用できる者は、地産地消推進の意義に賛同し、農林水産業その他の県内産業の振興又は地域資源を活用した地域の活性化に向け、地産地消に取り組む者又は取り組もうとする者とする。

(使用の届出)

第5条 県以外の者でシンボルマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめシンボルマーク使用届出書（別紙様式第1号）を福島県企画調整部地域振興課長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、シンボルマークを使用した物件の完成見本を併せて提出するものとする。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができる。
- 3 県は、第1項の規定による届出書の内容が第3条に適合する場合は、シンボル

マーク使用届出受理通知書（別紙様式第2号）を交付するものとする。

（使用料金）

第6条 シンボルマークの使用料は無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第7条 シンボルマークを使用した物件に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って使用者の責任の下に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故等については、県はその責を負わないものとする。

（適正使用）

第8条 不適正なシンボルマークの使用が認められた場合、福島県企画調整部地域振興課長は、使用者に対して適正に使用するよう求めることができる。

（その他）

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項については別途定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年3月23日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年11月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。